

岡山理科大学自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に関する規程

(目的)

第1条 岡山理科大学自然災害による修学困難学生に対する授業料等減免措置に関する規程（以下、「本規程」という。）は、火山噴火、地震、台風等の自然災害により、学費支弁者が災害救助法の適用地域に居住し、修学困難となった岡山理科大学学生に対する授業料等減免措置（以下、「措置」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査基準)

第2条 措置の審査対象となるのは、自然災害により家庭事情が急変し、勉学を継続する意志があるにもかかわらず経済的に修学困難となる以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学費支弁者の居住する家屋が損壊・流出、又は浸水等の被害を受けている場合
- (2) 市町村による避難指示又は学費支弁者の居住する家屋の立入禁止区域指定が1か月以上の場合
- (3) 学費支弁者が死亡、行方不明、長期療養中若しくは重度な障害を負っている場合
- (4) その他、災害の状況に応じて理事長が必要と認めた場合

(減免措置内容)

第3条 当該災害発生年度に措置の対象となった者に対する措置内容を、被災程度に応じて別表1の1に定める。ただし、特待生入試制度に基づく特待生の期間は除く。

2 本条第1項については、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、授業料等減免制度の対象者となった場合、まず、当該制度の減免を適用し、その残額に対して本規程に基づく減免措置をする。

3 授業料減免の期間は1年を超えない期間とする。

4 入学以前に被災した者及び当該災害発生年度に申請をしていない者の措置内容は別表1の2に定める。

(申請方法)

第4条 措置の適用を希望する者は、別表2に定める区分に応じた提出書類を添えて、指定の期日までに、学生課（今治キャンパスは教学・学生支援課）（以下、「学生課等」という。）に提出する。

2 第2条第4号の事由により措置の適用を希望する場合は、被災程度を証明することのできる書類を学生課等に提出する。

(選考方法)

第5条 措置の適用を希望する者に対して、学生課等において災害の種類、被災の程度等について詳細に聴取し、措置適用候補者を学長に推薦する。

2 学長は大学協議会の審議を経て措置適用者を決定し、理事長の承認を得て、理事会で報告するものとする。

(適用停止)

第6条 広域災害により申請者が多数生じた場合は、大学協議会で協議の上、学長は本規程の適用を停止することがある。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、学生支援機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

なお、従前よりあった『岡山理科大学自然災害による被災地出身学生に対する特別支援措置』並びに『「自然災害による被災地出身学生に対する特別支援措置」の運用について』は平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則

2 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

3 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

4 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

5 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月2日決裁）

この改正規程は、令和元年9月2日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月28日 第7回大学協議会）

この改正規程は、令和2年10月28日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日 決裁）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日 決裁）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

理大

別表1の1 (第3条第1項該当者)

学費支弁者の被害程度	措置内容
居住する家屋半壊以上、又は流出	・年間授業料全額免除
市町村による避難指示又は居住する家屋の立入禁止区域指定が1ヶ月以上	
死亡、行方不明、長期療養若しくは重度障害	
居住する家屋の床上浸水	

別表1の2 (第3条第4項該当者)

学費支弁者の被害程度	措置内容
居住する家屋半壊以上、又は流出	・入学金全額免除(※) ・年間授業料半額免除
市町村による避難指示又は居住する家屋の立入禁止区域指定が1ヶ月以上	
死亡、行方不明、長期療養若しくは重度障害	
居住する家屋の床上浸水	
居住する家屋の一部損壊	・入学金全額免除(※)
居住する家屋の床下浸水	

※入学金免除には転・編入学生を含む。

別表2 (第4条関係)

提出書類
イ 学費特別免除願(本学所定様式)
所得に関する証明書(当該災害発生年度の前年もしくは当年の収入金額いずれかが、給与所得者である場合は収入(支払)金額が841万円以下、給与所得者以外の場合は所得金額が355万円以下であること)
罹災証明書(第2条第1号又は第2号の規定により申請する場合)
ハ 死亡証明書又は行方不明に関する証明書又は診断書(第2条第3号の規定により申請する場合)
ニ その他理事長が必要と認める書類